

改 正 案	現 行
（単元未満株式についての権利） 第三十五条 （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第百八十九条第一項第六号に規定する法務省令で定める権利は、次に掲げるものとする。</u> 一 <u>前項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる権利</u> 二 <u>法第百三十三条第一項の規定による株主名簿に記載又は記録をすることを請求をする権利</u> 三 <u>法第百三十七条第一項の規定による請求をする権利</u> （実質的に支配することが可能となる関係） 第六十七条 法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主は、株式会社（当該株式会社の子会社を含む。）が、当該株式会社の株主であるもの（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものをいう。）その他これらに準ずる事業体に限る。）の議決権（同項その他これに準ずる法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。<u>以下この条において「相互保有対象議決権」という。</u>）の総数の四分の一以上を有する場合における当該株主であるもの（当該株主であるもの以外の者が当該株式会社の株主総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該株主を除く。）とする。 2 <u>前項の場合には、株式会社及びその子会社の有する相互保有対象議決権の数並びに相互保有対象議決権の総数（以下この条において「対象議決権数」という。）は、当該株式会社の株主総会の日における対象議決権数とする。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、特定基準日（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための法第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）を定めた場合には、対象議決権数は、当該特定基準日における対象議決権数とする</u>	（単元未満株式についての権利） 第三十五条 （略） （新設） （実質的に支配することが可能となる関係） 第六十七条 法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主は、株式会社（当該株式会社の子会社を含む。）が、当該株式会社の株主であるもの（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものをいう。）その他これらに準ずる事業体に限る。）の議決権（同項その他これに準ずる法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数の四分の一以上を有する場合における当該株主であるもの（当該株主であるもの以外の者が当該株式会社の株主総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該株主を除く。）とする。 （新設） （新設）

。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日における対象議決権数とする。

一 当該株式会社又はその子会社が株式交換、株式移転その他の行為により相互保有対象議決権の全部を取得した場合 当該行為の効力が生じた日

二 対象議決権数の増加又は減少が生じた場合（前号に掲げる場合を除く。）において、当該増加又は減少により第一項の株主であるものが有する当該株式会社の株式につき議決権を行使できることとなること又は議決権を行使できないこととなることを当該株主総会についての法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の全部を決定した日（株式会社が当該日後の日を定めた場合にあつては、その日）までの間に当該株式会社が知ったとき 当該株式会社が知った日

4 前項第二号の規定にかかわらず、当該株式会社は、当該株主総会についての法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の全部を決定した日（株式会社が当該日後の日を定めた場合にあつては、その日）後から当該株主総会の日までの間に生じた事項（当該株式会社が前項第二号の増加又は減少の事実を知ったことを含む。）を勘案して、対象議決権数を算定することができる。

（社外役員を設けた株式会社の特則）

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第二百一十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

一 二 （略）

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況（次に掲げる事項を含む。）

イ 取締役会（当該社外役員が次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。口において同じ。）への出席の状況

（1）監査役会設置会社の社外監査役 監査役会

（2）委員会設置会社の監査委員 監査委員会

口 二 （略）

五 八 （略）

附 則

（子会社に関する経過措置）

第二条 この法令の施行の際現に旧株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）第四十七条に規定する旧株式会社をいう。以下同じ）

（新設）

（社外役員を設けた株式会社の特則）

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第二百一十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

一 二 （略）

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況（次に掲げる事項を含む。）

イ 取締役会への出席の状況

（新設）

（新設）

口 二 （略）

五 八 （略）

附 則

（子会社に関する経過措置）

第二条 この法令の施行の際現に旧株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）第四十七条に規定する旧株式会社をいう。以下同じ）

。) の取締役であるもの (会社法整備法第六十四条の規定による改正前の商法 (明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」といふ。) 第百八十八条第二項第七号ノ二に規定する者 (執行役を除く。) に限る。) は、第五項の規定により読み替えて適用する第三条又は第四条の規定により社外取締役に該当しないものであつても、この省令の施行後最初に開催される定時株主総会の終結の時までの間は、社外取締役であるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に会社法整備法第五十一条に規定する旧大会社及び会社法整備法施行の際現に会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第八条第一項の規定の適用を受けている旧株式会社の監査役であるもの (会社法整備法第一条第八号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十八条第一項に規定する者に限る。) は、第五項の規定により読み替えて適用する第三条又は第四条の規定により社外監査役に該当しないものであつても、この省令の施行後最初に開催される定時株主総会の終結の時までの間は、社外監査役であるものとみなす。

3・4 (略)

5| 社外取締役及び社外監査役についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「当該他の会社等」とあるのは、「当該他の会社等 (法第二条第十五号及び第十六号に規定する子会社並びに法第四百七十八条第五項の規定により読み替えて適用する法第三百三十五条第三項に規定する子会社のうち、この省令の施行前のものについては、旧子会社 (附則第二条第三項に規定する旧子会社をいふ。)) 」とする。

6| 株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日がこの省令の施行の日前である場合における当該株主総会についての第六十七条第一項の規定の適用については、同項中「子会社」とあるのは、「旧子会社 (附則第二条第三項に規定する旧子会社をいふ。) 」とする。

(株式等に関する経過措置)

第三条 (略)

2| 第三十一条第二号、第三十二条第二号ロ、第三十六条第二号、第三十七条第二号及び第五十八条第二号の規定は、当分の間、適用しない。

(旧商法の規定に基づく株主総会の議案の提案に関する経過措置)

第四条 (略)

2 (略)

3| 第百三十三条第六項の規定は、会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によ

。) の取締役であるもの (会社法整備法第六十四条の規定による改正前の商法 (明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」といふ。) 第百八十八条第二項第七号ノ二に規定する者 (執行役を除く。) に限る。) は、第三条又は第四条の規定により社外取締役に該当しないものであつても、この省令の施行後最初に開催される定時株主総会の終結の時までの間は、社外取締役であるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に会社法整備法第五十一条に規定する旧大会社及び会社法整備法施行の際現に会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第八条第一項の規定の適用を受けている旧株式会社の監査役であるもの (会社法整備法第一条第八号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十八条第一項に規定する者に限る。) は、第三条又は第四条の規定により社外監査役に該当しないものであつても、この省令の施行後最初に開催される定時株主総会の終結の時までの間は、社外監査役であるものとみなす。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

(単元株式数に関する経過措置)

第三条 (略)

(新設)

(旧商法の規定に基づく株主総会の議案の提案に関する経過措置)

第四条 (略)

2 前項の規定は、種類株主総会の株主総会参考書類について準用する。

(新設)

なお従前の例によるものとしてれた証書等を定時株主総会に提出する場合について兼用
おな。

